平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県狭山市富士見２丁目10番12号、前住所埼玉県狭山市狭山台２丁目８番地の３
破産者　髙橋富士夫
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８８号
埼玉県飯能市大字岩渕31番地３　岩渕団地１―207
破産者　岩城　秀康
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０６号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢208
破産者　百田あき江
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７７２号
横浜市港北区新羽町1835番地２
破産者　八木俊太郎
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９４号
神奈川県大和市中央林間３丁目18番14号　林間ファミリーコーポ201号
破産者　五月女恵子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９９号
神奈川県厚木市下荻野474番地５　グランメール101
破産者　加藤　重善
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９７号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番２―204号
破産者　湊　　公明
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５７号
神奈川県秦野市北矢名333番地の１　サンハイツ202号
破産者　國弘　幹夫
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１２号
神奈川県平塚市東八幡１丁目２番２号　朝日ハイツビル302号
破産者　井上　善雄
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３２号
神奈川県小田原市酒匂３丁目９番27号、破産手続開始決定時の住所神奈川県足柄上郡大井町上大井36番地７　沢地アパート203、住民票上の住所神奈川県足柄上郡大井町上大井36番地７　沢地アパート201
破産者　瀬戸　千寿（旧姓木村）
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０２号
相模原市南区相模台６丁目15番19号
破産者　通地　義治
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５１４号
相模原市中央区横山６丁目４番１号　アスリートタウンＫＯＩＺＵＭＩ810号室
破産者　荒谷　正樹
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０号
富山県魚津市石垣新2765番地10
破産者　浜田　征雄
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２６号
石川県鹿島郡中能登町川田へ部38番地27
破産者　下坂　一三
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６３号
長野県佐久市横根1030番地１　クルミサワコーポ103
破産者　鈴木　貞夫
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第６９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3621番地５　ウインザーコスモス205
破産者　時田　千晴
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第６８８号
静岡市清水区押切1770番地
破産者　水間　良和
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
静岡県沼津市大岡774番地の３　アオシマ２号、前住所静岡県沼津市米山町10番７号
破産者　熊本　俊志
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
静岡県沼津市下香貫馬場499番地の２　香貫ハイツ102
破産者　渡辺　　悟
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係